

卜占用龜骨の貢納制概略(上)

—殷代武丁期の特殊記事刻辭を中心として—

末次信行

はじめに

貢納とは、この場合、殷王朝への貢納を指す。當時の貢納物には「奴隸」「牲畜」「農産品」「野獸」「貝、玉、象齒等奇珍」「手工業品」「邑」「卜龜和卜骨」の八類の貢納物があったとされる^(註1)。これら貢納物の多くは、占いのために刻まれた卜辭から知られる。ただし、最後尾の「卜龜和卜骨」、すなわち卜占用の龜甲と獸骨(牛の肩胛骨)の貢納の刻辭は、「記事刻辭」と呼ばれ、占いのために刻まれる性格のものではなく、文字通り「記事」であり記録である。「古文書」に近い。

龜甲や骨に記された「記事刻辭」の種類は、八種類が指摘されている。「甲橋刻辭」「甲尾刻辭」「背甲刻辭」「骨臼刻辭」「骨面刻辭」「牛距骨刻辭」「獸頭刻辭」「人頭刻辭」の八種類である^(註2)。このうち、「卜龜」と「卜骨」の貢納は、「甲橋刻辭」「甲尾刻辭」「背甲刻辭」「骨臼刻辭」「骨面刻辭」にみえる。胡厚宣氏のいわゆる「特殊記事刻辭」である。これについては、すでに拙論「殷王朝の卜占制度概説(上)」(『金蘭短期大學研究誌』第三二號、二〇〇一年)で取りあげ、とりわけ卜占用龜骨の貢納用語については、胡厚宣説はじめ諸説を検討し、つぎのような結論を得た。

「記事刻辭」にみえる動詞としての用語には「入・來・氏・取・示・乞」などがある。「入・來・氏・取・示」には甲骨を「入れる」意味があり、「乞」に

卜占用龜骨の貢納制概略(上)

は「収集もしくは徴取する」意味がある。さらに、「來」者の一部や「示」者や「乞」者は、仲介者として「卜府」に直接出入り可能な立場にあった。したがって、卜用の甲骨を貢納する場合、仲介者である「來」者や「示」者や「乞」者を介することが多かった、とした^(註3)。もちろん、「入」者のなかにも交納を認める署名のある刻辭があるところから、直接「卜府」に貢納したと解される。「入」者の地位・身分・立場などによっては、そうした直接貢納があったらしい。あるいは時代による相違の可能性も考えられる。

さらに、拙論「殷王朝の卜占制度概説(中)」(中2)では、貢納者などを中心に「記事刻辭」にみえる固有名關連文字表」(以下、「文字表」と略稱する)を作成し、貢納形態や経路、あるいは貢納物の數量について資料整理を行った^(註4)。

本稿はこれらの成果をまとめたものであるが、大局的には、卜占用の龜材と骨材の貢納経路には明確な相違がみられた、ということになる。龜材の貢納用語としては「入」「氏」「取」「來」「示」「乞」が使用されている。これに對して骨材の場合、「示」「乞」がほとんどで、「來」は例外的に使用され、「入」「氏」「取」の使用は、骨材の場合、皆無に近い。この相違は重要で、龜材を殷王朝の勢力範囲全體から齎されるのに對して、骨材は限定された「示」者や「乞」者によって齎されたということを意味する。このことは、ただ單なる貢納の形の相違だけでなく、王朝の政治構造や政治疆域、あるいは神聖政治などを論じるための貴重な史料となりうる。

以下、龜材と骨材に大別し、各項目について検討したい。
なお、本稿で取りあげる貢納者などの固有名の扱いについて、基本的に「入

地同名」説を是認する立場をとる^{註5)}。したがって、固有名は人名を意味すると同時に地名でもあり、あるいは族名や國名である場合もあり、また、「侯」「白」「子」「尋」「臣」などが冠せられたりし複雑な「人地同名」もみられるとの説にしたがう。

一、龜材の貢納

龜材の腹甲あるいは背甲に貢納記事がみえる^{註5)}。文字の下に示した番號は『殷墟甲骨刻辭類纂』(中華書局、一九八九年)の文字番號である。

(一) 「入」龜者

龜材に「入」と刻まれて貢納する者は、つぎの一〇四者である。

- 3 0007 「夫 0202」 「吳 0212」 「竝 0245」 「逆 0270」 「木 0284」 「次 0342 王 3246」 「吹 0343」 「堯 0378」 「卂 0379」 「卣 0380」 「子 0580 商 2146」 「目 0601」 「曼 0605」 「壘 0612」 「丩 0614」 「見 0625 0626」 「臣 0651 0651 大 0197」 「鬯 0652」 「斝 0664」 「斝 0841」 「武 0874」 「又 0905」 「兕 0952」 「牟 1038」 「春 1042」 「雪 1186」 「丘 1220」 「阡 1287」 「𠂇 1385」 「牧 1555」 「絳 1574」 「毘 1604」 「兕 1659」 「虎 1668」 「佳 1727」 「斝 1732」 「鳳 1769」 「雀 1790」 「采 1889」 「貝 1915」 「旬 1922」 「貯 1923」 「忌 1936」 「郭 1987」 「賓 2065」 「兕 2078」 「内 2132」 「商 2146」 「冢 2157」 「啓 2166」 「甫 2197」 「周 2204」 「亘 2285」 「永 2309」 「巘 2367」 「戈 2395」 「𠂇 2423」 「我 2449」 「刃 2478」 「執 2600」 「言 2616」 「弭 2630」 「奠 2716」 「壹 2797」 「喜 2799」 「畢 2824」 「冢 2825」 「𠂇 2827」 「宁 2856」 「宁 2856 𠂇 文編 0884」 「庚 2891」 「𠂇 2913」 「册 2935」 「帚 2983 好 0460」 「帚 2983 杲 2973」 「旋 3017」 「𠂇 3063」 「畫 3092」 「竹 3097」 「舟 3126」 「般 3129」 「文 3231」 「文 3236」 「良 3298」 「良 3298 子 0580 弘 2617」 「易 3328」 「小 3329 臣 0651」 「𠂇 3359」 「𠂇 3360」 「𠂇 3476」 「唐 3565」 「卒(文編 0377)」 「𠂇(文編 0660)」 「文(文編 0700)」 「𠂇 3375」 「己(文編 1686)」 「𠂇(文編 5450)」 「𠂇(新編 3044)」 「𠂇」 「𠂇」

記事刻辭としては「A入(人)龜者をAとする」が一般的表現で、Aが「入」という形で貢納した、という意味になる。この刻辭の場合、貢納物受納の署名のないものが多く、署名のあるものは少数である。署名があれば直接「卜府」に入ったと理解しておく。したがって、署名がないということは、貢

納された龜材を保管する、もしくは受け入れる機関が特定できないということの意味する。たとえば、陳夢家のいわゆる王室正統派の貞人による占いに使用される龜材であれば、彼らに關係する署名者グループによって受納されたはずである。少なくとも基本的にはそのように理解できる。したがって、いずれの卜占機関で使用されたかは、卜辭内容の検討、つまり、「入」龜者を記した龜版が、どの貞人グループによって卜辭が刻まれているか、といった検討を経なければ明言できない。

「A入」の單純形で署名の見える例は、「貯」四例、「冢」各三例、「帚好」各二例、「𠂇」各二例、「子商」各二例、「雀」各二例、「商」各一例、都合二十一例みられ、署名者は「𠂇1045」「賓2065」「𠂇2864」「𠂇2984 2985」のいずれかである。署名者は陳夢家のいわゆる賓組の貞人で、とりわけ「𠂇」「賓」「𠂇」の三者は賓組の中心的存在である。

貢納中繼地點のみえる「A入在地名」の形については本節(八)で詳論したが、中繼地と係わる「入」者には「夫」「牧」「旬」「貯」「我」「刃」「畢」「畫」「良」「父」「𠂇」の六者があり^{註5)}、地名は「𠂇0615」「甘0718」「𠂇1816」「高2004」「高2006」「𠂇2482 2483」の六者で、「在」は見えるが地名の脱落した例もある。

また、場所あるいは建造物に係わるらしい「入」者の例が指摘できる。「入」者は「見」「𠂇」「唐」の三者で、三者ともに場所(建造物)は「𠂇2051」である。「𠂇」が貢納物の納入場所の可能性がある。本節(八)で詳論したい。

「A入↓B示」の形のもは、Aが「入」という形で貢納し、Bが「示」す、すなわち貢納された龜材が卜占用として適切なものが指示される、という意味である。この場合、検査内容のうち、量的な増減を明示する刻辭を含む。これらについては本節(七)で詳論したい。この形の刻辭の「入」者は「斝」二例、「吳」「毘」「永」「𠂇」「畫」「良子弘」各一例、「示」者は「帚2983 門2141」三例、「帚2983 井2859」二例、「帚2983 好0460」「帚2983 巴1846」「帚2983 ⋅ 帚2983」各一例、署名者は「賓2065」「𠂇1045」「𠂇2864」である。

他に、この「A入↓B示」形と先述の「A入在地名」の合した形として「A入在地名↓B示」が一例ある。「我2449入六十在𠂇丙寅𠂇(文編5066)示四屯(合集一七五九八)」の一例であるが、「入」者である「我」が、六〇對一一〇枚(もしくは六〇枚)の背甲版を某地に納入し、「丙寅」の日に「示」者である「𠂇」

が選別し、結果的に四對一六枚になった、という史料である。これについては、本節(七)(八)で取りあげたい。

特例として「A入氏↓B示」の形が一例あるが、「入氏」者は「見」、「示」者が「帚²⁹⁸³羊²¹⁴⁰」である。署名者は見えない。この例も本節(七)(八)で取りあげたい。

おなじく特例として「A入↓B來」の形がある。「入」者は「雀」、「來」者が「帚²⁹⁸³羊¹⁵⁶¹」である。署名者は見えない。この例も(七)で取りあげたい。

おなじく特例として「A入乞」の形がある。「入乞」者は「畫」、署名者は見えない。刻辭でなく朱書で筆で書かれた記事で、全文は「畫³⁰⁹²入乞四十(合集一八九〇五反)」とある。文字通りに讀めば、王朝の勢力範囲内に入ってから龜材を収集したとなる。

これも特例であるが、「自A入」の形がある。Aより「入」の形で貢納した、という意味になる。一例のみである。具體的には「丙寅二自己(文編¹⁶⁸⁶)入(合集二一八五七反)」とあり、「丙寅」の日に腹甲二枚が「己」から貢納されたことを記す。「示」者あるいは署名者はない。そもそも、日付は「示」の場合に頻見し「入」には一般には記されない。「丙寅」の日に「卜府」に受納したことを意味するとすれば、「示」者もしくは署名者の立場での記事らしい。單なる「入」を記すものではなく、卜占に使用するのに適した龜材として受納されたことを記すと解せられる。

さて、つぎに「入」者の性格について検討したい。

そもそも、「卜占用の龜材を貢納する行爲」は、とりもなおさず貢納相手である殷王朝の卜占による神聖政治を支持するということである。殷王朝によってなされた卜占を尊重する立場の表明でもある。殷王朝による強制としても、敵對關係を表明しているというわけではない。少なくとも形式的には協力的立場にある。要するに、「入」者は、殷王朝の勢力範囲内にその身をおいていると理解できる。例えて言うると、殷王朝の設えた「土儀」に上ることに、「入」者は賛同し支持協力する立場をとったということである。こうした理解を基底にして「入」者の性格を検討したい。

「入」者には、殷王朝とある時期に敵對關係にあったことのある「方」國、あるいは殷王朝の勢力内の「侯」國、あるいは受年地名(農耕地)や田獵地名(狩獵地)などなどを含む。例えば、敵對關係にあったものの、そうでないもの

を含んで、「方」と稱されたことの知られる「入」者には、「臣大」「臣(あらいは「目」)」「見」「半」「皐」「虎」「隹」「鳳」「雀」「旬」「商」「周」「白」など一五者前後ある^(註1)。

また、陳夢家説では、「侯田」「多田」は「辺域上」に、「多白」「多君」は「邦境内」にある「諸侯」とする^(註2)。「入」者で「侯」「白」の冠せられる者には、具體的には「喜」の「侯喜」、「唐」の「侯唐」、「虎」の「侯虎」、「蔑」の「蔑侯」、「奠」の「侯奠」などがある。

また、受年地名(農耕地)としては、「夫」「呷」「聿」「絳」「虎」「雀」「鳥」「戈」「弜」「奠」「畢」「帚好」「畫」などがある^(註3)。

田獵地名(狩獵地)もしくは外出地としては、「夫」「本」「毋」「臣(あらいは「目」)」「甫」「永」「戈」「奠」「豈」「良」などがある^(註4)。

「入」者には「王」に親しい立場の者もみられる。「子」や「帚」は、母表は「王」の子供や配偶者を意味するが、原義のまままで用いられているか否かを措くとして、「子」や「帚」の冠せられた者は、それに準ずる身分や立場の者で、「王朝」の重要人物であることには違いない。この例には「子商」や「子弘」があり、「畫」も「子畫」との例もあり、「帚好」や「帚果」がいる。

さらに、「入」者の中には、貞人と共通の名も見える。「逆」「呷」「臣(あらいは「目」)」「旬」「賓」「内」「巨」「永」「我」「喜」「子」「竹」「父」「A」「己」がそれである。とりわけ、「賓」「内」「巨」「永」は、貢納時に貞人であったか否か不詳であるが、陳夢家氏のいわゆる賓組に屬す第一期を代表する貞人^(註5)、王朝の中樞的立場にあったということである。

「入」者には本節(八)で後述するように、遠隔地からの貢納も想定できる。こうしたことも含めて勘案すると、「入」者から推定される殷王朝の勢力範囲はもとの敵對國を含む、かなり廣範囲にわたることになる。それらについて個別的検討、あるいは具體的な現在の地名との比定には各々で諸説があり、量的にも膨大となるので、稿を改めて論じたい。

なお、「入」者の貢納した龜材をチェックする「示」者は、「帚²⁹⁸³羊²⁹⁸³」「帚²⁹⁸³好⁰⁴⁶⁰」「帚²⁹⁸³己¹⁸¹⁸」「帚²⁹⁸³羊²¹⁴⁰」「帚²⁹⁸³門²¹⁴¹」「帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」「毋(文編¹⁶⁸⁶)」の七者がみられ、また「入」者と「卜府」を仲介する「來」者には「帚²⁹⁸³羊²¹⁴⁰」がある。「示」者や仲介者は、「帚」の身分あるいは立場の者がほとんどである。「入」者の刻辭に見える署名者は、「爭¹⁰⁴⁵」「賓²⁰⁶⁵」「設²⁸⁶⁴」「叔²⁹⁸⁴」「叔²⁹⁸⁵」

ずれかである。とりわけ一例のみの「叔」の署名の場合、「入」者が「賓」であるところからすると、署名は形式的なものらしい。したがって、署名者は、陳夢家氏のいわゆる賓組の貞人の中でも中心的存在である「争」「賓」「殺」の三者ということになる。

(二)「氏」龜者

龜材に「氏」と刻まれて貢納する者は、つぎの一四者である。

「𠄎0040」「邑0305」「見0625 0626」「𠄎0757」「發0861」「𠄎1659」「雀1790」「旬1922」「我2449」「古2932」「仲3102」「埴3103」「攻3373」「𠄎3476」

記事刻辭としては「A氏(「氏」龜者をAとする)」が一般的表現で、Aが「氏」という形で貢納した、という意味になる。この刻辭も「入」者の場合合同様に、署名のないものが多く、署名のあるものは少数である。

「A氏」の單純形で署名の見える例は、「𠄎」二例、「古」一例で都合三例みられ、署名者は「争1045」「殺2864」のいずれかである。

「A氏↓B示」の形のもは、Aが「氏」という形で貢納し、Bが「示」す、すなわち貢納された龜材が卜占用として適切なものが指示される、という意味である。この場合、検査内容のうち、量的な増減を明示する刻辭については本節(七)で詳論したい。この形の刻辭の「氏」者は「我」六例、「攻」一例、「示」者は「帚2983 井2859」六例、「帚2983 𠄎2140」一例、署名者は「賓2065」「争1045」「殺2864」「小3329 叔2984 2985」である。「小叔」の署名の場合、「氏」者である「攻」が貢納した三〇〇枚の貢納を、一旦受納した時の署名である。署名後、「示」者である「帚井」によって三〇〇枚が選別され二〇枚にしばられている。結局、署名者は、「入」者同様、陳夢家氏のいわゆる賓組の貞人の中でも中心的存在である「争」「賓」「殺」の三者ということである。

「A入氏↓B示」の形は特例として一例、すでに指摘したが、この例は本節(七)(八)で取りあげたい。

他に、「氏自A」の形がある。Aより「氏」の形で貢納した、という意味になる。刻辭には「氏自我2449二十(合集二〇一反〇)」とあり、腹甲二〇枚が「我」から貢納されたことを記す。「示」者あるいは署名者はみえない。「氏」に「乞」字同様に徴收もしくは収集を意味する例が発見されれば、「我」より徴收した

という意味となるが、現在のところそうした例文がないので、「我」から貢納されたと解しておく。

また、「A氏自」の形は、語順から「乞自」と同じ意味に解せなくもないが、具體的な徴收者と被徴收者の關係の例文がないので、「氏自A」の形の轉倒例に解しておく。刻辭には「旬1922氏自(合集九〇九五)」とある(註12)。

「氏」者の性格について、「氏」者の「入」者と重複している者には、「見」「𠄎」「雀」「旬」「我」「𠄎」の六者がある。これらには「方」國、受年地(農耕地)を含む(註13)。

また、「氏」者の中には、貞人と共通の名も見える。「邑」「旬」「我」「古」「𠄎」がそれである。とりわけ「古」は、貢納時に貞人であったか否か不明であるが、陳夢家氏のいわゆる賓組に屬す第一期を代表する貞人で、王朝の中樞的立場にあったということである。

「氏」者の例は少数で、「入」者との重複を勘案すると、その性格は「入」者とはほぼ同様であったらしい。ただ、貢納中繼地の例が見られないのは、「入」者や「來」者に比較して、殷の都に近い地域が想定できる。

なお、「邑」は貞人名としても見られたが、他例と性格を異にするらしい。刻辭には「邑氏」の例が三例みられるが、「入」者の例は見えず、「示」者としての例が多く、骨材の納入も多い。この点、「氏」の概念を明確にするのにも好材料となるはずである。また、「邑」の他に「小邑」という表現もあるところから、單なる固有名ではないらしい。「邑」の概念は、「氏」者の性格づけとも係わる可能性もあるが、これ以上について、今のところ明確にしえない。

(三)「取」龜者

龜材に「取」と刻まれて貢納する者は、つぎの四者である。

「𠄎1732」「龍1827」「行2289」「奠2716」

記事刻辭としては「A取(「取」龜者をAとする)」が一般的表現で、Aが「取」という形で貢納した、という意味になる。これには「行」が三例(註14)、「𠄎」「龍」「奠」各一例がある。

「A取↓B示」の形では、「行」二例がある。「示」者は一例とも「帚2983 井2859」一例に署名者「争1045」がみえる。

「取」龜者の性格としては、「入」者と重複し、受年地名（農耕地）としてみえ、「龍」は「方」國名としてみえ、「行」は第二期には貞人としてみえる。

(四)「來」龜者

龜材に「來」と刻まれて貢納する者（仲介者を含む）は、つぎの一八者である。

「吳⁰²¹²」「𠄎⁰⁶⁶⁴」「復⁰⁸⁶⁹」「旬¹⁹²²」「𠄎²¹⁴²」「啓²¹⁶⁶」「𡗗²⁴²³」「我²⁴⁴⁹」「侯²⁵⁵⁸」「鼎²⁶³⁰」
「𠄎²⁷¹⁶」「𡗗²⁷⁹⁷」「𡗗²⁹⁸³好⁰⁴⁶⁰」「𡗗²⁹⁸³姪⁰⁴⁷⁶」「𡗗²⁹⁸³奴⁰⁴⁹³」「𡗗²⁹⁸³羊¹⁵⁶¹（仲介のみ）」「畫³⁰⁹²」「唐³⁵⁶⁵」

記事刻辭としては「A來（「來」龜者をAとする）」が一般的表現で、Aが「來」という形で貢納した、という意味になる。この刻辭も「入」者の場合同様に、署名のないものが多く、署名のあるものは少数である。

「A來」の單純形で署名の見える例は、「𡗗」一例、「我」三例で都合四例みられ、署名者は「𡗗²⁸⁶⁴」「貯¹⁹²³と骨²²⁴¹」のいずれかである。

貢納中繼地のみえる「A來在地名」の形については本節（七）で詳論したいが、中繼地と係わる「來」者には「奠」と「畫」の二者で、地名は「襄⁰⁰³⁰」「𡗗⁰⁶¹⁵」「敦¹⁹⁸⁶」「寧²⁶⁶⁷」の四者である。署名者はみられない。

「A來↓B示」の形のもは、Aが「來」という形で貢納し、Bが「示」す、すなわち貢納された龜材が卜占用として適切なものが指示される、という意味である。この形の刻辭は一例（合集四三八反）のみで、「來」者が「𡗗」、「示」者が「𡗗²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」、署名者が「賓²⁰⁶⁵」である。これは、量的な増減を明示する刻辭でもあり本節（七）で詳論したい。

他に、「來自A」の形がある。Aより「來」の形で貢納した、という意味になる。「吳」の一例がみられる。署名者はみられない。

なお、「來」の用法として仲介の意味に使用される例がある。「A來B來」「A入B來」の形でみえる。

「A來B來」の形は「來」が貢納と仲介の兩方に使用される例である。刻辭例は「我²⁴⁴⁹來三十𡗗²⁹⁸³奴⁰⁴⁹³來（合集九二〇〇反）」とあり、「我」からの腹甲三〇枚を「𡗗奴」が仲介して「卜府」に齎したものと解せられる。「A入B來」

の形については「入」者ですでに取りあげた。「來」が仲介用語として使用されることについては、本節（八）で論じたい。

さて、「來」者の性格について、「來」者の「入」者と重複している者には、「吳」「𠄎」「旬」「啓」「𡗗」「我」「𠄎」「𡗗」「𡗗好」「𡗗畫」「唐」の七者がある。このうち、さらに「旬」と「我」は「氏」者と重複し、「奠」は「取」者と重複する。これらには「方」國一者の他、受年地（農耕地）、田獵地（狩獵地）を含む。また、「侯」の冠せられた「侯𡗗」や「𡗗」の冠せられた「𡗗好」「𡗗姪」「𡗗奴」「𡗗羊」の名もみえる。

また、「來」者の中には、貞人と共通の名も見える。「旬」「我」「𡗗」がこれである。

貢納中繼地の例もあり、「入」者との重複を勘案すると、その性格は「入」者とはほぼ同様であったらしい。

(五)「示」者

龜材に「示」と刻まれて貢納する者ならびに仲介して納入する者は、つぎの三九者である。

「伐⁰²⁴¹？」「竝⁰²⁴⁵」「邑⁰³⁰⁵」「𡗗⁰⁴²⁵」「姪⁰⁴⁷⁶」「𡗗⁰⁵¹⁸」「子⁰⁵⁸⁰央⁰²⁰⁹」「𡗗⁰⁷⁴⁸」「𡗗⁰⁸³⁰」「𡗗⁰⁸³¹」「𡗗¹⁰³⁸」「𡗗¹⁵⁸⁵」「𡗗¹⁶⁶⁸」「𡗗¹⁷⁵⁷」「𡗗¹⁸¹⁷」「𡗗¹⁸²⁹」「𡗗¹⁸⁷⁵」「𡗗²⁴⁵⁶」「𡗗²⁵¹⁰」「𡗗²⁷⁹⁷」「喜²⁷⁹⁹」「𡗗²⁸⁰⁷」「𡗗²⁸²⁴」「𡗗²⁸⁵⁹」「中²⁹²⁴」「𡗗²⁹²⁵」「𡗗²⁹⁸³・𡗗²⁹⁸³」「𡗗²⁹⁸³𡗗⁰⁴²⁵」「𡗗²⁹⁸³姪⁰⁴⁵⁹」「𡗗²⁹⁸³好⁰⁴⁶⁰」「𡗗²⁹⁸³娘⁰⁵²¹」「𡗗²⁹⁸³巳¹⁸⁴⁶」「𡗗²⁹⁸³𡗗²⁹⁸³門²¹⁴¹」「𡗗²⁹⁸³竹²³⁷⁹」「𡗗²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」「𡗗³²⁹³」「𡗗（文編5066）」「𡗗（文編5298）」

「示」者をふくむ刻辭の場合、単に「A示（「示」者をAとする）」の形が多い。「A示」は、Aが「示」すなわち卜占用の龜材として指示するという形で貢納もしくは納入した、という意味である。「示」者が貢納を兼ねていることも解せられる。都合三三者ある。日付のあるものが一四例、署名者のあるものが五例ある。日付の例のうち「邑」者が七例を数える。署名者は「耳⁰⁶⁸⁰」「𡗗²⁸⁶⁴」の三者である。

記事刻辭としては貢納者があり、「示」者は貢納された龜材をチェックして「卜府」に納入するというプロセスもある。すでに、「B入↓A示（「示」者をAとする。以下同じ）」「B氏↓A示」「B入氏↓A示」「B取↓A示」「B來・

A示」の形で取りあげた。このうち、「示」者による貢納龜材の數量調整例については本節(七)で再論したい。

この他、「入・氏・取・來」が脱落もしくは省略されたらしく、貢納者のみられるものが二例(「竝」「甞井」各一例)ある。

また、「乞自B:A示」の形が一例見える。Bの被徵收者が「橐³¹⁸⁷」、Aの「乞示」者が「伐」である。署名者は見えない。この例は「乞示」者によって龜材が數量調整されているので同じく(七)で再論したい。

「示」者のみえる刻辭全體については、日付のあるものが一六例、署名者のあるものが一三例ある。署名者は「耳⁰⁶⁸⁰」「韋⁰⁸²⁶」「爭¹⁰⁴⁵」「資²⁰⁶⁵」「設²⁸⁶⁴」の五者のうちのいずれかである。「入・氏・取・來」による貢納の場合に比して、日付のある例が増えている。ちなみに、日付は「氏・取・來」單獨の場合には見えず、「入」單獨の場合に二例(「壹」「己」各一例)が見えるのみである。

また、「示」者の中には、貞人と共通の名も見える。「邑」「品」「出」「犬」「巨」「喜」「中」がそれである。とりわけ「品」「巨」は、貢納時に貞人であったか否か不詳であるが、陳夢家氏のいわゆる賓組に屬す第一期を代表する貞人で、王朝の中樞的立場にあったということである。これらの「示」者はいずれの時期かに、貞人として王朝の政策決定に深く係わる立場にあり、「示」者としても貞人に準じる立場にあったに違いない。

「示」が、卜占のための龜材の適不適を判定する意味とし、また「示」の行爲を行う立場から、「示」者が「卜府」あるいは王室に出入り可能とすれば(註16)、右の三九の「示」者たちは、殷王朝の卜占による神聖政治に對して、單なる貢納者以上に深く卜占に關與するとともに、強い卜占信仰と王朝との強い信頼關係をもった者たちということになる。

(六) その他

これまでに取りあげた「入・氏・取・來・示」の用語の他に、龜材貢納記事に「乞」が見られる。「乞」者は徵收者もしくは收集者としての納入者を指し、これには「A乞」「乞」者をAとする(「A::乞自B」「A入乞」の形がある。被「乞」者との關係の知られるのが「A::乞自B」の形であるが、具體例としては「先⁰⁸³⁵見⁰⁶²⁵0626::乞自橐³¹⁸⁷(合集九四二七)」の一例のみで、文字表58では

一文としたが、「先見::」と「乞自橐³¹⁸⁷」とは別文との説もあり(註17)、確定的ではない。

「A乞」の形のAは「缶⁰⁷³⁰」と「束²⁵⁷¹」と「畫³⁰⁹²」の三者であるが(註18)、「A乞」が「自A乞」の省略形の可能性もある。すなわち被「乞」者を意味するとも考えられる。後にのべる骨材のように、「乞」者と被「乞」者の關係を明示する具體例がない。したがって、「乞」者の實態があるのか無いのか、あるいは「卜府」か「卜府」に準ずる者が「乞」者として自ら記したものなのか、判断しがたい。

一方、被「乞」者の場合、「乞自B(被「乞」者をBとする)」あるいは「自B乞」の形が一般的表現である。いずれもBが「乞」者によって徵收もしくは收集されるという形で納入した、という意味になる。また、「B乞」という表現でも、「自」が脱落もしくは省略したと解した方が妥當な例もある。例えば、「衛²³⁰⁰」は「衛乞」とあり前後を缺くらしいが、他例に「自衛」とあり、これも前後がない。兩例を合わせ考えると、「兩例とも「自B乞」の缺落形か省略形の可能性がある。「乞」者の實態が明確でないことから、「衛」は、「乞」者ではなく被「乞」者としておく。

要するに、被「乞」者は知られるが、「乞」者については具體的に指摘できない。そこで、ここでは、被「乞」者ならびに「自」の文脈のみから知られる貢納者を取りあげたい。龜材に被「乞」者もしくは「自」の文脈のみで、被徵收もしくは被收集の形で納入する者は、つぎの一四者である。

「橐⁰⁶⁵²」「之⁰⁸⁰³」「衛²³⁰⁰」「我²⁴⁴⁹」「奇²⁴⁹⁹」「設²⁸⁶⁴」「古²⁹³²」「甞²⁹⁸³・甞²⁹⁸³」「甞²⁸⁵⁹」「橐³¹⁸⁷」「危³²⁶⁶」「𠄎³³⁰⁸(場所?)」「𠄎³³⁰⁹(場所?)」「𠄎³³¹⁵(場所?)」
このうち、明確な例を取りあげたい。

「乞自B」の形は「甞井」と「橐」の二者五例、内二例に日付がある。「自B乞」の形は「𠄎」「奇」「設」「古」「𠄎」「𠄎」の六者一四例、内一例は朱書、一例に署名者「巨²²⁸⁵」がある。日付は見えない。

「自B」の形は「之」「我」「奇」「甞・甞」「橐」「危」「𠄎」「𠄎」の八者一九例、内一例に日付があり、二例に署名者「設²⁸⁶⁴」「中²⁹²⁴2925」、一例に署名者か「示」者か不明の「大⁰¹⁹⁷」がある。珍しく、日付と署名者兩方のみえる刻辭の具體例がみえる。「癸巳自橐³¹⁸⁷中²⁹²⁴2925(合集四九〇九反)」とあり、「癸巳」

の日に「橐」からの龜材を「中」が確認し受納して署名した、ということを書きす。

他に、固有名のみであるが、その刻辭部位から貢納者と判別しうる例がある。甲橋部位には「帚²⁹⁸³形⁰⁵¹⁸」^{*}（文編⁴⁵¹⁰）などの例、甲尾部位には「肱⁰⁹⁰⁸」³⁰⁸⁹「伏（新編1700）」などがそれである。

なお、「𠄎」「𠄎」「𠄎」の三者については、ここでは被「乞」者として取りあげたが、文字の字形や文脈から、場所あるいは建造物の可能性が残る。

被「乞」者のうち、他の形で貢納者との重複例については、「入」者とは「𠄎」「氏」者とは「古」「示」者とは「帚井」の各一例のみ、である。また、「自」のみの貢納者との重複例については、「入」者、「氏」者、「來」者ともに「我」の各一例のみ、「示」者とは「帚・帚□」の一例のみである。「入・氏・來」三者と重複する「我」の場合、「自入」「氏自」「來自」などの用語が一部脱落したか省略された可能性もある。

本項での署名者は、「巨²²⁸⁵」「設²⁸⁶⁴」「中²⁹²⁴」「中²⁹²⁵」の三者と、その可能性のある者「大⁰¹⁹⁷」一者が見られた。

その他の貢納者で貞人名と共通の者には、「我」「設」「古」「伏」がみられる。

(七) 貢納龜材の品質検査と數量調整

卜占用として納入される龜材は、「示」者によって、その數量が削減もしくは増補された。この種の刻辭例は一四件みえる。貢納用語としては「入」「氏」「來」「乞自」が指摘できる。納入者は「我²⁴⁴⁹」「呉⁰²¹²」「疑¹⁶⁰⁴」「見⁰⁶²⁵」「見⁰⁶²⁶」「𠄎²⁴²³」「攻³³⁷³」「橐³¹⁸⁷」の七者、「示」者は「𠄎（文編⁵⁰⁶⁶）」²⁹⁸³「帚井²⁸⁵⁹」²⁹⁸³「𠄎²¹⁴⁰」²⁹⁸³「𠄎²⁹⁸³」²⁹⁸³「伐⁰²⁴¹」の六者である。

「我」の貢納の場合、「入」「氏」が用いられ、腹甲の貢納が六例、背甲の貢納が一例である（文字表¹⁴²参照）。具體例と解説は下記の通り。

①「我²⁴⁴⁹入六十在□丙寅（文編⁵⁰⁶⁶）示四屯（合集一七五九八）」

この、「我」によって齋された「六十」について、「六十屯」と「六十」枚の両方に讀める。「我」が、背甲六〇對すなわち一二〇枚（もしくは六〇枚）を某地で「入」し、「丙寅」の日に「𠄎」が「示」、すなわち卜用としての適不適の判断をし、結果として四對八枚が適材とされたと解せられる。一二枚（も

卜占用龜骨の貢納制概略（上）

しくは五二枚）が不適となったということである。

②「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示四十爭¹⁰⁴⁵（左甲橋）（合集一一六反）」

③「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示四十賓²⁰⁶⁵（左甲橋）（合集八三八反）」

④「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示四十（左甲橋）（合集一〇九三五反）」

②③④の三例は、いずれも貢納者「我」が千枚の龜の腹甲を「氏」し、「帚井」が「示」、すなわち卜用としての適不適の判断をし、結果として四枚が適材とされた例である。この數を確認した「爭」あるいは「賓」が、卜府で受納し署名をしたと讀める。合集一〇九三五の反面には署名は見えないが、正面には貞人「賓」の占った卜辭のあるところから、「卜府」に入ったことは間違いない。九六〇枚が不適になった例である。これらは、「示」者が同一であるところから、同時に適材とされた四〇枚のうちの三枚らしい。

⑤「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示百設²⁸⁶⁴（左甲橋）（合集二五三〇反）」

⑥「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示百設²⁸⁶⁴（左甲橋）（合集九〇一二反）」

⑤⑥の兩例は、貢納者、「示」者ともに前者三例とおなじである。適材とされた數量と署名者を異にする。九〇〇枚が不適とされた例である。これら三例は、同時に適材とされた一〇〇枚のうちの二枚らしい。

⑦「我²⁴⁴⁹氏千（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示百設²⁸⁶⁴（左甲橋）（合集九〇一三反）」

⑦も前者に同様の内容であるが、「示」者が異なる。前者二例と同時の貢納と想定すると、「示」者が二者いたことになる。一〇〇〇枚の龜材を結果的に一〇〇枚にしぼったのであるから、複数の「示」者がいたとしても、不自然ではない。おなじく九〇〇枚が不適とされた例である。

つきに、「呉」の貢納の場合、「入」が用いられ、腹甲の貢納例である（文字表⁹参照）。具體例と解説は下記の通り。

⑧「呉⁰²¹²入五十（右甲橋）帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹示十爭¹⁰⁴⁵（左甲橋）（合集一三三三八反）」

⑧の刻辭は、貢納者「呉」が五〇枚の龜の腹甲を「入」し、「帚井」が「示」、すなわち卜用としての適不適の判断をし、結果として一〇枚が適材とされ、この數を確認した「爭」が、卜府で受納し署名をしたというものである。四枚が不適とされた例である。

また、「疑」の貢納の場合、「入」が用いられ、背甲の貢納例である（文字表⁸⁵参照）。具體例と解説は下記の通り。

⑨「疑¹⁶⁰⁴入三²⁹⁸³帚²⁹⁸³示十設²⁸⁶⁴（合集九二七四）」

⑨の刻辭は、貢納者「疑」が三枚の龜の背甲を「入」し、「帚」が「示」、すなわち卜用ならびに數量の適不適の判断をし、結果として一〇枚が納付されることになった、と解せられる。「示」者である「帚」によって一〇枚に増補され、この數を確認した「故」が、「卜府」で受納し署名をしたことを意味するらしい。少なくとも七枚、場合によってはそれ以上の龜材が、「入」數を上回った例である。

また、「見」の貢納の場合、「入」と「氏」が用いられている(文字表42)。腹甲の貢納例である。「入」と「氏」の兩用語が同記事内にみえるのは特殊である。具體例と解説はつぎの通り。

⑩「見⁰⁶²⁵入⁰⁶²⁶九⁰⁶²⁷氏⁰⁶²⁸右⁰⁶²⁹甲⁰⁶³⁰橋⁰⁶³¹帚⁰⁶³²示⁰⁶³³四⁰⁶³⁴左⁰⁶³⁵甲⁰⁶³⁶橋⁰⁶³⁷(合集七二〇三反)」

⑩の刻辭は、貢納者「見」が九枚の龜の腹甲を「入」し、さらに「氏」した、と讀めば「入」の後に「氏」なる行爲があったことになり、同様に貢納を意味する「入」と「氏」の意味の區別が知られる例となる。「見」の龜材の貢納例は、他に合集九二六七(文字表117)の「廳²⁰⁵¹見⁰⁶²⁵入⁰⁶²⁶三⁰⁶²⁷」がある。貢納者「見」が三枚の龜の腹甲を納入場所「廳」に「入」れた、という意味らしい(註9)。同じ甲橋刻辭であり、龜材貢納ということと勘案すると、前者は刻辭には見えないが、「廳」で「入」の手續きがあったのち、「氏」すなわち龜材を引っ提げて「卜府」へ行き、「帚²¹⁴⁰」が「示」すなわち卜用としての適不適の判断をし、結果として九枚のうち四枚が適材とされた、ということになる。次項(八)参照。なお、⑩の合集七二〇三の正面には、「岳¹²²¹」の貞人として唯一の卜辭がある。

また、「蔑」の貢納の場合、「來」が用いられ、腹甲の貢納例である(文字表141参照)。具體例と解説はつぎの通り。

⑪「蔑²⁴²³來²⁴²⁴四十²⁴²⁵右²⁴²⁶甲²⁴²⁷橋²⁴²⁸帚²⁴²⁹示²⁴³⁰三²⁴³¹賓²⁴³²2065(左甲橋)(合集四三三八反)」

⑪の刻辭は、貢納者「蔑」が四〇枚の龜の腹甲を「來」し、「帚井」が「示」、すなわち卜用としての適不適の判断をし、結果として三枚が適材とされ、この數を確認した「賓」が、「卜府」で受納し署名をしたということである。

また、「攻」の貢納の場合、「氏」が用いられ、腹甲貢納例である(文字表214参照)。具體例と解説はつぎの通り。

⑫「攻³⁷³氏³⁷⁴三百³⁷⁵小³⁷⁶3329(右甲橋)丁³⁷⁷酉³⁷⁸帚³⁷⁹示³⁸⁰二十³⁸¹左³⁸²甲³⁸³橋³⁸⁴(懷五三三b)」

⑫の刻辭は、「攻」が三百枚の龜材を貢納(氏)し、これを卜府の「小叔」

が署名して確認した。ところが、「丁酉」の日に「帚井」が卜用としての適不適を判断(示)して二〇枚にしぼった、という記事に解せられる。何らかの事情で「示」者が不在だったことが知られる。卜府受納後、二八〇枚が不適とされた例である。なお、刻辭の同版に「王」の占辭がみえ、この龜材が「王」の卜占に供されたことが知られる。

また、「棗」の貢納の場合、「乞自」が用いられ、背甲の貢納例である(文字表222参照)。具體例と解説はつぎの通り。

⑬「壬午³¹⁸⁷乞³¹⁸⁸自³¹⁸⁹棗³¹⁹⁰十³¹⁹¹屯³¹⁹²半³¹⁹³屯³¹⁹⁴伐³¹⁹⁵示³¹⁹⁶二十³¹⁹⁷(胡三二二)」

⑬の刻辭は、収集もしくは徴收者「伐」が、「棗」から一〇對と半對、都合二一枚の龜の背甲を入手し、さらに「示」、すなわち卜用ならびに數量の適不適の判断をし、結果として一枚が不適格とした例と理解される。なお、「二十」を「二十屯」、すなわち「屯」が省略されていると想定すると、四〇本となり増補例となる。

他に、貢納者、仲介者ともに不詳な例がある。

⑭「十¹⁹⁸⁷在¹⁹⁸⁸郭¹⁹⁸⁹乙¹⁹⁹⁰巳¹⁹⁹¹五¹⁹⁹²(合集七九五九反)」

⑭の刻辭は、「十」の背甲を「郭」に納入し、「乙巳」の日に仲介者(「示」者)によって「五」の數になったと解せられる。「十」が一〇枚なのか、一〇對なのかは不詳である。

以上を要するに、「示」者による卜占用龜材の品質検査を受け、數量調整される場合、削減例が一二例、増加例が一例、削減か増加か不明が一例みられた。削減例の場合、一〇〇〇枚の貢納が四〇枚となる例、あるいは一〇〇〇枚の貢納が一〇〇枚となる例など「不適」となった數量が、九六〇枚とか九〇〇枚に上る例もある。これら「不適」とされた龜材は、すべてが廢棄されたのであるうか。「適」と判断された龜材は、つぎに述べるように、署名者や龜版の正面の卜辭内容から、ほとんどが陳夢家氏の「王室正統的卜辭」に該當する。

署名者には「争」「賓」「故」「小叔」の四者があり、このうち「争」「賓」「故」はいわゆる「賓」組の貞人グループに屬し、「小叔」のみえる⑫の懷五三三bは、同版に「王」の占辭がみえ、「王」の直接係わる卜占に供されたことが知られた。

卜辭内容には、④の合集一〇九三五の正面には貞人「賓」の卜辭がみえる。⑩の合集七二〇三の正面には、「岳」の貞人として唯一の卜辭がある。「岳」は

署名者としては、少なくとも四〇例以上の骨材に署名者としてみえる。

こうしたことから、卜用としての適不適はいわゆる「王室正統的卜辭」を刻むのに適切かという基準で取捨選擇されているらしい。とすれば、「不適」とされた龜材は、他の卜占機關あるいは卜占者によって、いわゆる非王卜辭が刻まれるのに用いられた可能性がある。というのも、卜占者の身分・權力・地位の相違は、卜占に反映するものであり、したがって各々の卜占材料にもランキングがあったことが知られているからである(註20)。

なお、⑬⑭の刻辭は、背甲例であり、いずれも鑽鑿はみえるが、卜辭は刻まれなかったか、判讀不能らしく、拓本にはみえないし、刻辭の反面の拓本は掲載されていない。

(八) 貢納中繼地、および貢納用語との関連について

龜材貢納の場合、「卜府」へ直接納入するのではなく、一旦、ある土地へ「入」もしくは「來」という形で納入する例がある。すなわち、中繼地を示す刻辭がある。「A入在B」「A來在B」の形で見られる。貢納用語としては「入」「來」が使用される。また、刻辭のなかには、「自A」の形で「A」が場所として理解しうる例が見られる。もちろん、この「自A」の「A」は、従来から貢納者として扱われ、その可能性を含むが、字形が建造物を象形しており、加えて文脈から場所として理解可能である。さらに、中繼地もしくは場所を経過すること、「入」「來」「氏」などの貢納用語との関連について、一説を提示したい。

i 中繼地

中繼地と、中繼地への貢納者はつぎの通りである。

「襄0030」「声0615」「甘0718」「鯨1816」「敦1986」「郭1987」「高2004」「高2006」「姦2482 2483」「寧2667」「豈2814」「橐3187 廬2208」

以上、中繼地は都合二二者見える。

「夫0202 (入)」「見0625 (入)」「牧1555 (入)」「匄1922 (入)」「貯1923 (入)」「刃2478 (入)」「奠2716 (來)」「畢2824 (入)」「畫3092 (入)」「來3298 (入)」「豈3359 (入)」「父(文編0700)」「尸3375 (入)」「唐3565 (入)」

卜占用龜骨の貢納制概略(上)

以上、貢納者は都合一四者見える。なお、貢納者名の後の(入)は「入」貢、(來)は「來」者をそれぞれ指す。

中繼地を記す刻辭例と解説はつぎの通りであるが、貢納者との關係から、便宜上、イ「襄」、ロ「声」、ハ「寧」、ニ「敦」、ホ「高」、ヘ「甘」、ト「鯨」、チ「郭」、リ「言」、ヌ「姦」、ル「豈」、ヲ「橐廬」の順に取りあげたい。

イ、「襄」(文字表1)の例。

「襄」は中繼地の他、田獵地としてもみられる(註21)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの二例がある。

① 「奠2716來五在襄0030 (合集三四五八反)」

② 「奠2716來四在襄0030 (合集五四三九反)」

①②とも「奠」の腹甲の納入例である。貢龜の数は少ないが、龜の大きさは中龜(約二〇・三棼)と大龜(約二八・六棼)で、選別された良質のものか納入されたらしい。「奠」は「入」龜「來」龜の例は多くあり、中繼地はこの他にも「声」「寧」があるが、いずれも「來」が使用されている(文字表159參照)。

ロ、「声」(文字表11)の例。

「声」付近に「邑」を作ることと占う卜辭があり、「王」の直轄地の可證性が高い(註22)。なお、「声」が「奠」と「夫」双方の中繼地となっている。「奠」が納入した地名には、この地と先の「襄」の他にも「寧」がある(文字表159參照)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの三例がある。

③ 「奠2716來五(右甲橋)在声0615(左甲橋) (合集九六五八反)」

④ 「夫0202入二在声0615 (合集九四〇反)」

⑤ 「夫0202入二在声0615 (合集一四二一九反)」

③④は腹甲、⑤は背甲である。「入」者である「夫」は、殷王朝の重要人物で、「王事」を遂行する立場の人物であつたらしく、また、「夫」の地は、田獵地でもあり、受年地でもある(註23)。⑤は「夫」が二枚の背甲を「声」の地で納入し、「故」が受納した、という文意になるが、「故」の署名が「卜府」でなされたとする、「声」から「卜府」への運搬というか、移動があつたはずである。

ハ、「寧」(文字表18)の例。

「寧」は中繼地の他、田獵地としてみられる(註24)。中繼地を記す刻辭例は、つぎの一例である。

「寧」(文字表18)の例。

「寧」は中繼地の他、田獵地としてみられる(註24)。中繼地を記す刻辭例は、つぎの一例である。

つぎの一例である。

⑥ 「奠」來十在寧²⁶⁶⁷ (合集四六四反)」

⑥は「奠」による腹甲の納入例である。龜の大きさは約一四・一センチと小ぶりである。

これまでに、「襄」「虜」「寧」の三地を取りあげたが、いずれも「奠」が関係している。「奠」は卜辭(林二・七・三)には「侯奠」ともあるが、「多奠」との語もみえ、「奠」族の種類が多かったとされる^(註26)。また、「奠」地は、「王」の外出地でもあり、受年地でもあったらしい^(註26)。人物名としての「奠」は殷王朝の重要人物としてみえるが、おそらく領地としての「奠」地は、「卜府」のあった地点から一日二日で往復できる距離にはなかったはずである。「奠」と中繼地を共有する「夫」の地も同様に解せられる。

つぎの二地は「畫」の納入地である。

二、「敦」(文字表110)の例。

「敦」は中繼地の他、田獵地や受年地としてみられる^(註27)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの一例がある。

⑦ 「畫³⁰⁹²來十三在敦¹⁹⁸⁶ (合集九一九四反)」

貢納者の知られるのは、この一例のみである。「畫」は「入・來」龜の例は多くある。「畫」が納入した地名には、つぎの「高」もある(文字表185参照)。

木、「高」(文字表114)の例。

「高」は中繼地の他、田獵地や卜占地としてみえる^(註28)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの三例がある。

⑧ 「畫³⁰⁹²入二在高²⁰⁰⁶〈右甲橋〉争¹⁰⁴⁵〈左甲橋〉 (合集三七六反)」

⑨ 「畫³⁰⁹²入二在高²⁰⁰⁶ (合集九二二九反)」

⑩ 「□入二在高²⁰⁰⁶〈右甲橋〉争¹⁰⁴⁵〈左甲橋〉 (合集七〇九反)」

三者とも腹甲であるが、⑧と⑩は大きく、約三四・九センチと約三二・八センチの龜である。また、⑩は「畫」が二枚の腹甲を「高」の地で納入し、「争」が受納した、という文意になるが、「争」の署名が「卜府」でなされたとする、と「高」から「卜府」への運搬というか移動があったはずである。

貢納者である「畫」の地は、卜辭(前七・四〇・二など)から東方に位置し、田獵地や受年地としてみえ、「牛」の貢納も知られる^(註29)。「畫」の「入・來」による龜材の貢納数や質から、その産地としても有数の地域であったに違いないが、ただ、「卜府」との距離があったために、この「敦」「高」の二地が、中

繼地とされたい。

へ、「甘」(文字表228)の例。

「甘」は中繼地の他、「王」の外出地などとしてみえる^(註30)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの一例がある。

⑪ 「刃²⁴⁷⁸入二在甘⁰⁷¹⁸ (合集一三六四六反)」

ト、「鯨」(文字表235)の例。

「鯨」は卜占地(合集一〇九九三など)や止舍地(合集二九三七六など)としてみえる。中繼地を記す刻辭例には、つぎの一例がある。

⑫ 「牧¹⁵⁵⁵入十在鯨¹⁸¹⁶ (合集一四一四九反)」

チ、「郭」(文字表111)の例。

「郭」は貢納者としての例もみられ、貢納の場合、「入」者としてみえる(文字表111参照)。人名としての「郭」は、王朝から命令を受ける立場にあり、中樞にかかわる人物であったことが卜辭(合集五六二二など)から知られる。

「郭」は殷王朝との深い繋がりがあり、「郭」地は直轄地に準じた土地という扱いがなされていたらしい。中繼地を記す刻辭例には、つぎの一例がある。

⑬ 「…十在郭¹⁹⁸⁷乙巳…五 (合集七九五九反)」

「郭」が中繼地であることが知られるのみで、貢納者との関係は不詳である。

リ、「高」(文字表113)の例。

中繼地を記す刻辭例には、つぎの一例がある。

⑭ 「貯¹⁹²³入二在高²⁰⁰⁴ (合集七九五九反)」

「高」は難讀文字で、「郭」「京」「高」に讀む可能性もある。「貯」はここでは「入」者であるが、署名者としてもみえる(文字表105)。「貯」の地域は、龜材の貢納数や質から、産地としても有数の地域であったらしい(文字表105)。又、「登」(文字表114)の例。

「登」は中繼地の他、「王」の外出地や農業關係地としてみえる^(註31)、花園莊東地H三坑出土甲骨に頻見の地名である^(註32)。中繼地を記す刻辭例には、つぎの三例がある。

⑮ 「文(文編070) 𠄎³³⁷⁵入二在登²⁴⁸² 2483 (合集六四八二反)」

⑯ 「文(文編070) 𠄎³³⁷⁵入二在登²⁴⁸² 2483 (合集六四八六反)」

⑰ 「…入三在登²⁴⁸² 2483 (合集九三二九反)」

⑮⑯⑰の三者とも腹甲の貢納例である。「文𠄎」は前者が國名もしくは族名

で、後者が私名との推測も可能であるが(註38)、「父」は第五期の貞人名として
みえ、さらに「尸」も陳夢家氏のいわゆる「午組」の貞人名としてみえるので、
複數「入」者例と推定される(註39)。

ル、「豈」(文字表165)の例。

「豈」は中繼地の他、田獵地としてみえる(註40)。中繼地を記す刻辭例には、
つぎの一例のみで貢納者などは脱落している。

⑱「…在豈²⁸¹⁴(合集八九二〇反)」

ヲ、「婁廬」(文字表132)の例。

「婁廬」の「婁」は龜材貢納者(被「乞」者)として二〇例以上をかぞえ
(文字表194)、「廬」は陳夢家氏は「界」に讀み、「自組」附屬の貞人名としてみ
える(註41)。兩者と何らかの関係のある地名の可能性もある。中繼地を記す刻辭
例には、つぎの二例がある。

⑲「…百在婁^{3187廬}廬²²⁰⁸(合集八一八六反)」

⑳「婁^{3187廬}廬²²⁰⁸岳¹²²¹(合集一五六九七反)」

⑲⑳とも、貢納者は脱落しているが、㉑には貢納物受納の署名がある。「岳」
の署名が「卜府」でなされたとする、「婁廬」から「卜府」への運搬という
か、移動があったはずである。他に甲橋らしき部位に「婁廬」とのみ刻す一例
(合集一八四三七反)がある。

その他、中繼地の地名の不詳な例が四例ある。

㉑「匄¹⁹²²入二十在？(合集九〇九五)」

「入」者である「匄」は、第一期の貞人名にみえ(註42)、「方」國名としても
みえる(註43)。

㉒「我²⁴⁹入六十在□丙寅(文編506)示四屯(合集一七五九八)」

「入」者である「我」は、陳夢家氏のいわゆる「子組」の貞人名としてみえ
る(註44)。鍾柏生氏は、「我」が卜辭に「雀」や「巨」と同出するところから西
方にあるとする(註45)。「我」は、龜材の貢納者として三〇例を越す刻辭がある
(文字表142参照)。當該卜辭は本節(七)に既出。

㉓「畢²⁸²⁴入十在？(懷五四五b)」

「入」者である「畢」は「畢子攻」ともあり(註46)、その地は、受年地として
みられる(註47)。「子攻」とあるからには、王室と密接な関係にあったらしい。

㉔「良³²⁹⁸入三在？(合集九二七六反)」

「入」者である「良」は「良子弘」でもあり(註48)。卜辭に「貞令良取何(合
集四九五四)」とあり、王朝の命令を受ける立場にあり、また「子弘」とある
からには、王室と密接な関係にあったらしい。

以上を要するに、中繼地のみえる刻辭は、龜材にはぼ限定され、中繼地とし
ての土地は田獵地であるものが多く、農業関係の土地(受年地)の例もあり、
「王」の直轄地、もしくは王朝の中樞に關係する重要人物の土地もみられた。
いわば、王朝の出先機關あるいはそれに準ずる土地が中繼地として機能してい
たらしい。中繼地としての性格上、「卜府」とは一日や二日で往復可能な距離
ではなかったと想定される。

ii 場所(建造物)

龜材が納入される場所もしくは建造物らしい文字に「廳」がある(文字表132
参照)。また、他に場所(建造物)の可能性のあるものに「尙³³⁰⁹」と「安³³¹⁰」
がある。この兩者は本節(六)で貢納者として、すでに取りあげた文字である。
「廳」を記す刻辭例には、つぎの三例がある。

①「廳²⁰⁵¹見⁰⁶²⁵入三(合集九二六七)」

②「唐³³⁶³入二廳²⁰⁵¹(合集九二六九)」

③「廳²⁰⁵¹尙³³⁰⁹入(合集九三七六)」

①②③の三者とも「廳」の前に「在」の字がない。従來の刻辭での地名を意
味する形ではない。陳夢家氏は「廳」の諸卜辭例を引用し、宮廷の「廷」
は「庭」とする于省吾説を是に近いとし、字形から「祝祭之所」「饗宴之所」
とした(註49)。また、「宮室之中也」との説もある(註50)。これらの説に従い、「廳」
を貢納場所としての建造物としておく。

「廳」への「入」者には「見」「唐」「尙」がある。「見」は「方」國名とし
て「見方」とある(註51)。鍾柏生氏は、他卜辭中の地名との關連から「殷西」の
地とする(註52)。「唐」は「唐子」「侯唐」ともあり、張秉權氏は「唐」に封じら
れた「王室」の人とし、また「唐」の地については、殷都安陽の西北とする
(註53)。さらに、鍾柏生氏は、殷王朝の西方の重要據點とし、胡厚宣・陳槃・曾
發軔・張秉權の各説を引用し、現在の山西省の翼城か夏縣付近とする(註54)。
つぎに可能性のあるものとして「尙」と「安」を取りあげたい。「尙」を記
す刻辭例には、「自尙³³⁰⁹設²⁸⁶⁴(合集一九六四八反)」とある(文字表208参照)。

「尙」が宗廟類を指すという説にしたがうと^(註20)、宗廟から収集あるいは徴収された可能性がある。「設」は他例から署名者としたが(文字表207参照)、宗廟から運ばれた龜材を受納したか、あるいは本人が直接「卜府」へ齎した可能性がある。また、同様に、「変」が宗廟類を指すという説にしたがうと^(註21)、宗廟から収集あるいは徴収された可能性がある。刻辭例は「自」変³³⁵乞十(合集八一八五反)「始め七例みえる(文字表209参照)。「乞自」による貢納者と文例からは異ならないが可能性として指摘しておく。

以上、場所(建造物)の可能性の高い者としては「廳」があり、可能性のある者として「尙」と「変」があった。なお、「尙」の字形に近い「𠄎」も本節(二)では場所の可能性を指摘したが、「尙」の異體字か省略形として理解すれば可能ということである。

iii 中繼地(場所)経過と貢納用語との関連

例外的にはあるが、ほぼ同じ意味とみられる貢納用語が、同じ刻辭中に重ねて使用される例があった。「入」と「氏」、「入」と「來」、「來」と「來」の例である。とりわけ、「入」と「氏」については、すでに本節(七)で^⑩「見0625入九氏(右甲橋)帚2983(2140)示四(左甲橋)(合集七一〇三反)」と「廳2051見0625入三(合集九二六七)」(本項iiの①参照)を引用し、^⑩の刻辭の「入」と「氏」は、貢納者「見」が、「廳」などの建造物で「入」の手續きをしたのち、「氏」すなわち龜材を引つ提げて「卜府」へ行つたと推定した。すなわち、「卜府」以外のある場所、あるいは中繼地を経る場合、用語の重複がみられると理解したのである。このように考えると、「入」と「來」、「來」と「來」の例も氷解する。

「入」と「來」の刻辭例は、「雀1790入二百五十(右甲橋)帚2983羊1561來(左甲橋)(合集九八一〇反)」である。この場合、貢納者である「雀」が某中繼地か、もしくは某處で「入」し、「入」された龜材を「帚羊」が「卜府」に「來」した、と讀める。すなわち、中繼地を経過することで龜材を運ぶ「人」が變わり、それとともに「用語」も變わつたと理解するのである。

また、「來」と「來」の刻辭例は、「我2449來三十帚2983奴0493來(合集九二〇〇反)」である。この場合も、貢納者である「我」が某中繼地か、もしくは某處で「來」し、「來」された龜材を「帚奴」が「卜府」に「來」した、と讀める。「我」の

貢納に関しては、本項iの^②「我2449入六十在(丙寅)文編5066(示四屯(合集一七五九八)」などに、引用した刻辭に固有名は不明であるが、中繼地を記す例があり、中繼地を経過した可能性が高い。

(九) 小結

龜材の貢納はかなり廣範圍からあつたらしく、「方」國や「侯」國、あるいは受年地や田獵地などと共通する地名すなわち人名が、貢納者としてみえた。貢納経路としては、直接「卜府」に納入される場合や中繼地を経由して「卜府」に齎せられる場合があつた。時には、貢納された龜材が卜占用として適か不適かの品質検査や數量調整が、「示」者によってなされる場合もみられた。このように、龜材の貢納には複数の者を経てなされることがあり、中繼地から「卜府」に納入される場合なども、仲介者が介在したはずである。複数の者が係わるのは、遠方からの貢納の場合が想定される。また、近隣からの貢納の場合は王朝の中樞に近い「帚」などの身分や立場の者が多かったと解せられる。

こうした廣範圍からの龜材貢納の意味するところは、當時の殷王朝による卜占が、廣い支持をうけ、かつその卜占による決定もしくは「上帝」や諸神の意思が、廣く信奉されていたということに外ならない。

ただし、武丁期の記事刻辭を史料とすれば、龜材貢納は、後に検討する骨材貢納ほどには、形式的に整備されてはいなかった。

〈以下次號〉

註

- 1 王宇信・楊升南主編『甲骨學一百年』(社會科學文獻出版社、一九九九年)五一五〜九頁参照。
- 2 張秉權『甲骨文與甲骨學』(國立編譯館、一九八八年)一八八〜九六頁。
- 3 『殷王朝の卜占制度概説(上)』(『金蘭短期大學研究誌』第三一、二〇〇一年)。
- 4 『殷王朝の卜占制度概説(中・中2)』(『金蘭短期大學研究誌』第三三、三四、二〇〇二・三年)。

5 前掲『甲骨文與甲骨學』第十二章「人名地名與方國」参照。

6 刻辭部位は腹甲正面と反面の甲尾、腹甲反面の甲橋、背甲反面の縁辺である。すでに前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」の五〇六頁で取りあげたが、甲尾刻辭は腹甲反面にも見られる点について遺漏があった。胡厚宣「卜辭記事文字史官簽名例」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第十二本、一九四八年)参照。

7 文字表では「父」と「𠂔」の二者を「父𠂔」として一者に扱った。本節(八)参照。

8 鍾柏生『殷商卜辭地理論叢』(藝文印書館、一九八九年)一六九頁参照。

9 陳夢家『殷虛卜辭綜述』(科學出版社、一九五六年)三二八〜三三一頁参照。

10 具體例を上げると「夫」は合集九六八一正、「𠂔」は外四五七、「𠂔」は丙三七四、「𠂔」は合集六、「𠂔」は續二・二八・五、「𠂔」は京五四二、「𠂔」は佚一五七、「𠂔」は乙四七二八、「𠂔」は粹八九〇、「𠂔」は京五四四、「𠂔」は乙五六七〇、「𠂔」は粹八六四、「𠂔」は乙一九六六となる。また、張秉權氏は、「𠂔」については現在の山東省臨淄附近とし、「𠂔」については現在の河南省鄭縣と新鄭の間に比定する(前掲『甲骨文與甲骨學』四四九頁)。なお、「𠂔」については、「𠂔」の意味に讀む場合があるとの説がある(前掲『殷虛卜辭綜述』三二四頁、『殷商卜辭地理論叢』三〇五〜六頁参照)。

11 具體例を上げると「夫」は前二・二七・八、「𠂔」は「去⁰²¹⁴」と同意とする。懷一八五八が該當し、「𠂔」は珠二六三、「臣(あるいは「目」)」は京四四六八、「𠂔」は前二・八・四、「永」は英國二五六二正、「𠂔」は粹九七二、「𠂔」は前二・一五・二、「𠂔」は丙二一六、「𠂔」は「良³²⁹⁹」と同意すると前二・二一・三となる。なお兩「𠂔」字について、文字表では各々別に項目を立てている。

12 合集九〇九五の刻辭は文字表104では「𠂔」を「𠂔」と同じ意味とした。

13 「方」國の重複例は「見」「𠂔」「𠂔」「𠂔」、受年地(農耕地)の重複例は「𠂔」がある。

14 文字表136では二例であるが、「𠂔」(京三三三)の一例を追加しておく。

15 「方」國の重複例は「𠂔」であるが、これは、鍾柏生氏の指摘する屯南八六九の一例のみである(『殷商卜辭地理論叢』二四九頁)。受年地(農耕地)の

卜占用龜骨の貢納制概略(上)

重複例は「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」「𠂔」、田獵地名(狩獵地)の重複例は「𠂔」である。

16 前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」九〇頁参照。

17 屈萬里『殷墟文字甲編考釋』甲三五二一の項にみえる。

18 「𠂔」の二例は、いずれも朱書である。すでに「入」者で取りあげた「𠂔」の例も「𠂔」で、これも朱書によるものであった。

19 當該例の「𠂔」は、文字表42では「貢納」者としたが、他例から場所とするのが正確らしい。文字表117の「𠂔²⁰⁵¹」参照。

20 前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」四頁参照。

21 鍾柏生氏は、甲三九一六の卜辭から、「𠂔」は「衣」の地と黄河に近づく(前掲『殷商卜辭地理論叢』三五六〜七頁)。

22 乙三三二二にみえる。また、前掲『殷墟卜辭綜述』三二一〜二頁参照。

23 合集四四一四が「王」の命令の可否を占い、合集九六八一正が受年を占い、また田獵地は前二・二七・八にみえる。

24 田獵地は内五六四にみえる。

25 前掲『殷商卜辭地理論叢』三五六〜七頁参照。

26 外出地は前二・五・二にみえる。受年地については京五四四などにみえるが、前掲『殷商卜辭地理論叢』(三〇七〜八頁)は「存疑」とする。

27 田獵地は前二・二六・四にみえ、受年地は丙二八二にみえる。鍾柏生氏は、農地としての「𠂔」について、殷の西方あるいは「西方偏北」にあったとする(前掲『殷商卜辭地理論叢』二九〇〜一頁)。なお、鍾柏生氏は、田獵地を論じて、「𠂔」を異地名例として指摘する(同七二〜七八頁)。

28 田獵地として、英國二五五五にみえ、「王」の田獵を占う時の卜占地として前二・二一・三にみえる。また、前掲『殷商卜辭地理論叢』九五〜九頁参照。

29 田獵地は合集二八三一九などにみえ、受年地は乙一九六六にみえる。鍾柏生氏は、「𠂔」は山東省臨淄の西北とする(前掲『殷商卜辭地理論叢』二四四頁)。

30 外出地は合集八〇一正にみえる。

31 外出地は合集二四三四七にみえ、農業關係地は合集九六六八にみえる。鍾柏生氏は、他の地名との關連から「𠂔」は東南方か南方とする(前掲『殷商卜

- 辭地理論叢』三六七頁)。
- 32 花園莊東地H三坑出土甲骨には異體字を含め花園莊五の龜版をはじめ二二例みえる。
- 33 前掲『殷墟卜辭綜述』三二五～三〇頁参照。
- 34 同右『殷墟卜辭綜述』二〇五頁参照。
- 35 田獵地としては、庫一二六三にみえる。
- 36 前掲『殷墟卜辭綜述』二〇五頁参照。
- 37 同右『殷墟卜辭綜述』二〇五頁参照、また文字表104参照。
- 38 註15の「旬」の「方」國に關する箇所参照。
- 39 前掲『殷墟卜辭綜述』二〇五頁参照。
- 40 前掲『殷商卜辭地理論叢』三五七～八頁。
- 41 張秉權氏の「複雜的人地同名」例に解せられる(『甲骨文與甲骨學』三〇六頁参照)。
- 42 受年地は乙五六七〇にみえる。鍾柏生氏は、「畢」を「禽」に讀み、「禽」は「禽子攻」の領土とし、「禽」と「禽子攻」と「今禽」の三者は同一の地を指すとする(前掲『殷商卜辭地理論叢』三八三～四頁)。
- 43 張秉權氏の「複雜的人地同名」例である(『甲骨文與甲骨學』三〇三～四頁)。
- 44 前掲『殷墟卜辭綜述』四七七～八頁。
- 45 徐中舒『甲骨文字典』(四川辭書出版社、一九八八年)一〇二八～九頁。粹一二九二にみえる。
- 46 粹一二九二にみえる。
- 47 前掲『殷商卜辭地理論叢』三六三頁。
- 48 前掲『甲骨文與甲骨學』三一三～四頁。
- 49 前掲『殷商卜辭地理論叢』三六四～五頁。
- 50 于省吾主編『甲骨文字詁林』(一九九六年)三三六二頁参照。
- 51 同右。

付記①…本稿は先の三論文「殷王朝の卜占制度概説(上)(中)(中二)」の卜占材料貢納關係をまとめたものである。當初の計畫では、卜占制度の一環として書く予定であったが、予想以上に關係史料が多く、冗長に流れ焦点がぼやけるので、卜占材料の貢納制を一まとめとして、今回と次回に分けて發表する

こととした。

付記②…引用甲骨拓片には略號を用いている。正式な出所名は「殷王朝の卜占制度概説(中二)」末尾に付している。